

# 国民健康保険の保険証が茶色になります

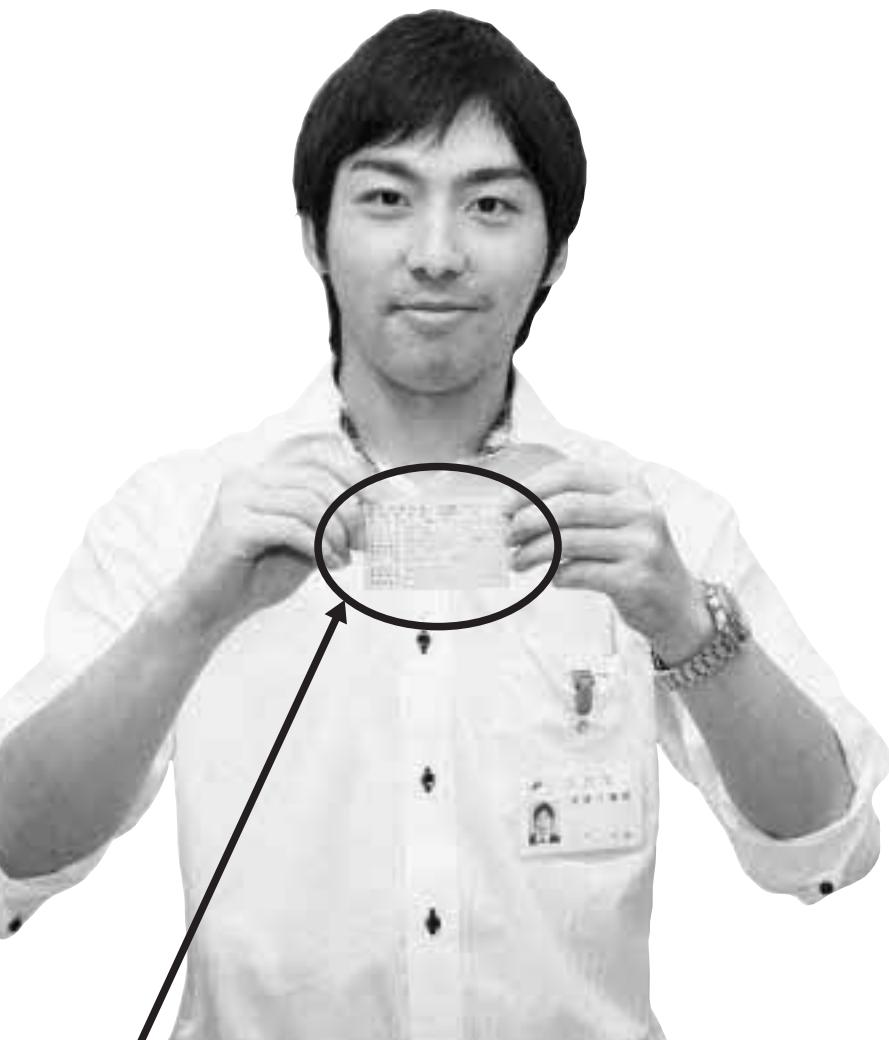
問い合わせ 保健介護課 ☎ 059-214-1

10月1日から、国民健康保険被保険者証が茶色に替わります。市国民健康保険（国保）に加入している方に、新しい茶色の被保険者証（保険証）を、オレンジ色の窓空き封筒で送付しています。保険証は、1人1枚です。記載内容を各自で確認し、誤りがあれば、早めに届け出してください。

また古い保険証は、保健介護課、または各支所に返還してください。



オレンジ色の封筒で、茶色の保険証を送付しています。ご確認ください。



茶色です！

## 保険証が届いていない方

Q 就職して社会保険に加入したけど、すぐに保険証が届かず、しかたなく国保の保険証を使ってしまった。この場合も、医療費の返納の対象になることがありますか。

A 返納の対象になります。こういったときは、会社で社会保険などの加入の証明書を発行してもらうか、医療機関に事情を説明するようにしてください。厳しいようですが、国保は加入者の皆さんの保険料で運営していますので、ご理解とご協力をお願いします。

## こんなときはどうするの

Q 就職日から14日以内に届け出してください。必要な書類などがそろっていれば、その場で国保の保険証を発行します。ただし、本人以外の代理人が届け出た場合は、委任状が無ければ郵送になります。

A 届け出に必要なもの

- 届け出るときに必要なものは、社会保険などに加入した場合と、国保に加入する場合とで異なります。
- 社会保険に加入した場合は、社会保険証（いつ時点でも社会保険に加入したかを確認するために必要）、印鑑、国保の保険証の3点が必要です。
- 国保に加入する場合

資格喪失証明書（社会保険の資格の喪失日や喪失した人などを確認するため必要）、印鑑、本人確認ができる書類の3点が必要です。  
また、年金を受給されている65歳未満の方は、年金証書が必要になります。保険証が替わったら

会社などに就職し、社会保険などに加入したら、加入時期を確認し、治療を受けている医療機関へすぐに連絡しましょう。

社会保険などに加入した後、国保の保険証を使用した場合は、自己負担していない医療費部分（窓口で3割支払っていた場合は、残りの7割部分の医療費）を返納していくことになります。

## ①就職や退職などで、保険証が替わった場合

就職して、会社から保険証を受け取つたら、保健介護課、または各支所に、できるだけ早く届け出してください。届け出がないと社会保険に加入したこと、市では把握できません。そのため、国保に加入したままになり、保険料が掛かり続けることになります。

また退職した場合は、会社から資格

## ②会社の都合などで職場を退職した場合

会社の倒産や解雇、雇用期間満了などの理由で職場を退職した方の国民健康保険料が届け出により一定期間、軽減される制度があります。ハローワークで交付する「雇用保険受給資格証」、「保険証」、「印鑑」を持参して、支所または保健介護課で手続きをしてください。

③交通事故にあった場合

交通事故など、第三者から傷病を受けてください。本来、治療費は加害者が支払うのですが、一時的に国保で立て替え払いをし、後から加害者に請求します。また、示談をする場合は、示談の前に必ず相談してください。